

農地・農業用施設災害東陽残土置場管理業務委託【単価契約】仕様書

- 1 内 容 令和6年7月25日からの大雨による災害で発生した土砂等を撤去する工事で搬入される災害残土の整地等管理を行うもの。
- 2 場 所 酒田市北俣字上中村地内ほか
- 3 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 作業内容及び条件等
 - (1) 搬入残土敷均し
搬入された残土について、重機で運搬や敷き均しをする。
 - (2) 搬入路設置
残土を持ち込む車両のため、敷鉄板の敷設やバックホウ等により、搬入路を設置する。損傷した場合は適時補修する。
 - (3) 草刈り作業
土砂の搬入の支障とならないように草刈機を使用し、草刈りを行う。
 - (4) 交通誘導
土砂を搬入するに当たり交通の整理をするため、必要な交通誘導員を配置する。
- 5 契約
別紙 数量計算書の各項目1人（時間、日、台・日、枚・日）当たりの単価契約とする。
※単価においては諸経費を含む。
- 6 予定数量
数量計算書のとおりとする。
- 7 作業完了報告等の提出方法・期限
受託者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書、作業写真（作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、写真アルバムにまとめたもの）を提出しなければならない。
- 8 委託料の支払い
 - (1) 委託料は、1か月ごとに委託業務の実績に委託単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。
 - (2) 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。
 - (3) 委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

9 秘密の保持等

受託者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10 権利、義務の譲渡禁止

受託者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りではない。

11 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

12 損害賠償

受託者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者と協議して定めるものとする。

13 法令等の順守

受託者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を順守しなければならない。

14 暴力団排除違反に係る契約解除

委託者は、受託者が暴力団排除に関する誓約書（競争入札（見積）参加資格審査申請時提出）に違反した場合、契約を解除することができる。

15 疑義についての協議

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。